内閣参質二二二第三〇号
令和八年十一月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員塩村あやか君提出日本とペルーとの間の社会保障協定の締結に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員塩村あやか君提出日本とペルーとの間の社会保障協定の締結に関する質問に対する答弁書

一の前段及び二について

我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、当該相手国における在留邦人及び進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額その他の状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国と当該相手国との二国間関係及び社会保障制度の違いその他の諸点を総合的に考慮した上で、優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。我が国とペルーとの社会保障協定については、同様の方針に基づき、その必要性を含めて検討していく考えであることから、現時点においてお尋ねの「必要性」についてお答えすることは困難であり、また、同様の理由から、これまで我が国とペルーとの間で「社会保障協定の締結に向けた予備協議又は政府間交渉」は開催されていない。

一の後段について

お尋ねの「日系人等が老後まで安心して暮らせる社会保障上の環境を整備すること」の意味するところが明らかではないため、お尋ねの「外交政策を進める上で」「どのように位置付けているか」についてお

答えすることは困難であるが、いずれにせよ、中南米地域における御指摘の「日系社会」との関係を強化するための施策を総合的に実施することは重要と考えている。

三について

御指摘の「ペルー側の案」については、平成二十八年七月に外務省が受領しているが、お尋ねの「受領後の検討並びにペルー側への回答の有無及び概要」及び「日本政府から社会保障協定締結又は予備協議開始を働きかけたことがあるか」については、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねの「日系人等及び在日外国人の高齢化、両国での就労に伴う年金受給資格の確保及び当事者団体からの要望を、どのように考慮しているか」については、これを明らかにすることにより、今後の社会保障協定の交渉に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

また、お尋ねの「これまでに行った優先度の検討時期及び判断に用いた具体的な事情」については、これを明らかにすることにより、仮にペルーとの社会保障協定の締結に係る交渉を行う場合には、当該交渉に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

五について

お尋ねの「在日ペルー人」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）又は特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第三条に規定する特別永住者をいう。以下同じ。）であるペルー人についてのお尋ねであれば、法務省の在留外国人統計の作成を通じて、毎年六月末及び十二月末時点の「中長期在留者及び特別永住者のペルー人の年齢別の人数」を把握している。

また、中長期在留者又は特別永住者であるペルー人に係るお尋ねの「日本の公的年金への加入期間及び受給状況」及び「両国の加入期間を通算できないために受給資格を満たさない者の実態」については、公的年金制度において国籍を年金の受給要件とはしておらず、国籍の情報について保有する必要がないことから、政府として把握していない。

また、一の前段及び二についてで述べたとおり、我が国とペルーとの社会保障協定については、その必要性を含めて検討していく考えであるところ、現時点において、中長期在留者又は特別永住者であるペル

一人に関するお尋ねの「実態を調査する考え」はない。

六について

前段のお尋ねについては、現時点において、政府としては、ペルーとの社会保障協定の締結に向けたお尋ねの「ペルーの年金制度の調査、両国の関係当局間の連絡体制の確認及び協議事項の整理」は行っていない。また、一の前段及び二についてで述べたとおり、我が国とペルーとの社会保障協定については、その必要性を含めて検討していく考えであるところ、現時点において、お尋ねの「今後着手する考え」についてお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、同様の理由から、現時点において、お尋ねの「予備協議の開始をペルー側に提案する考え」はない。また、お尋ねの「開始に向けて必要と考える条件」については、一の前段及び二についてで述べたとおり、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、当該相手国における在留邦人及び進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額その他の状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国と当該相手国との二国間関係及び社会保障制度の違いその他の諸点を総合的に考慮することが必要であるため、一概にお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「年金加入期間の通算を検討対象とする考えがあるか」及び「将来社会保障協定が発効する場合、発効前の年金加入実績も受給資格の判定に反映させるよう検討する考えがあるか」については、我が国が締結していないペルーとの社会保障協定を前提とした仮定の質問であることから、お答えすることは差し控えたい。また、現時点において、政府としては、ペルーとの社会保障協定の締結に向けた具体的な検討は行っていないところ、お尋ねの「両国の年金制度の相違、加入記録の確認、給付額の計算及び財政への影響」については、具体的に把握しておらず、お尋ねの「政府が現時点で把握している課題と、その解決に向けた検討状況」についてお答えすることは困難である。

八について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「外務省と厚生労働省の役割分担及び連携」の在り方は、個別の社会保障協定の締結に向けた交渉の状況等によって様々であるため、一概にお答えすることは困難である。

中段のお尋ねについては、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

後段のお尋ねについては、相手国との関係もあり、現時点において、お尋ねの「検討の進捗」を公表す

ることは考えていない。

九について

お尋ねについては、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第三十五条の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）が作成し、厚生労働大臣の認可を受けた「日本年金機構令和八年度計画」において、「年金事務所、コールセンター及び市区町村において」、御指摘の「スペイン語」を含む「十一か国語による通訳サービスの提供を行う」及び「外国人支援・交流団体等の各団体と連携し、効果的な普及・啓発活動を推進する」とされていることを踏まえ、機構が、お尋ねの「説明及び個別相談」を実施しているとともに、御指摘の「スペイン語」を含む十四の言語に翻訳したパンフレット「脱退一時金請求書　日本から出国される外国人のみなさまへ」において、「脱退一時金を受け取った方は、いかなる場合でも、脱退一時金を請求する以前の日本の年金に加入していた期間がすべてなくな」ること等を説明しているものと承知している。同法第一条において、機構は、同大臣の監督の下、同大臣と密接な連携を図りながら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づく業務等を行うとされてい

ることを踏まえ、政府としては、引き続き、これらの取組が着実に実施されるよう、機構に対して必要な助言等を行っていく考えである。